

令和 5 年 度

石川県珠洲市補正予算書

令和 6 年 3 月

令和5年度珠洲市補正予算一覧表

(単位：千円)

会 計 名		補 正 前 の 額	補 正 額	計
一 般 会 計		19,530,155	3,200,521	22,730,676
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	1,751,616	18,640	1,770,256
	介 護 保 険	2,938,644	5,367	2,944,011
	後 期 高 齢 者 医 療	335,518	—	335,518
	賃 貸 住 宅 事 業	25,921	—	25,921
	小 計	5,051,699	24,007	5,075,706
企 業 会 計	病 院 事 業	4,978,605	307,024	5,285,629
	水 道 事 業	1,623,034	524,016	2,147,050
	下 水 道 事 業	1,834,776	444,523	2,279,299
	小 計	8,436,415	1,275,563	9,711,978
合 計		33,018,269	4,500,091	37,518,360

一 般 会 計

令和 5 年度珠洲市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 5 年度珠洲市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 2 0 0, 5 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 7 3 0, 6 7 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 1 1 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		6,932,894	40,000	6,972,894
	1 地方交付税	6,932,894	40,000	6,972,894
12 分担金及び負担金		28,337	△1,448	26,889
	1 分担金	6,650	△1,448	5,202
13 使用料及び手数料		107,877	13	107,890
	1 使用料	70,607	13	70,620
14 国庫支出金		2,960,545	1,018,516	3,979,061
	1 国庫負担金	1,110,137	881	1,111,018
	2 国庫補助金	1,847,315	1,017,635	2,864,950
15 県支出金		1,858,104	920,933	2,779,037
	1 県負担金	885,961	600,456	1,486,417
	2 県補助金	768,956	320,484	1,089,440
	3 委託金	203,187	△7	203,180
17 寄附金		230,165	267,337	497,502
	1 寄附金	230,165	267,337	497,502
18 繰入金		2,684,880	△21,399	2,663,481
	1 基金繰入金	2,679,105	△21,399	2,657,706
20 諸収入		159,081	2,169	161,250
	4 雑入	152,450	2,169	154,619
21 市債		2,484,600	974,400	3,459,000
	1 市債	2,484,600	974,400	3,459,000
歳入合計		19,530,155	3,200,521	22,730,676

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		136,315	4,021	140,336
	1 議会費	136,315	4,021	140,336
2 総務費		2,114,468	185,186	2,299,654
	1 総務管理費	1,862,280	147,621	2,009,901
	2 徴税費	103,663	8,083	111,746
	3 戸籍住民基本台帳費	79,825	24,537	104,362
	4 選挙費	32,768	1,665	34,433
	5 統計調査費	10,369	△6	10,363
	6 監査委員費	25,563	3,286	28,849
3 民生費		4,821,080	1,243,130	6,064,210
	1 社会福祉費	1,844,122	321,688	2,165,810
	2 児童福祉費	609,094	18,261	627,355
	3 生活保護費	181,915	2,192	184,107
	4 生活困窮自立支援費	3,670	214	3,884
	5 災害救助費	2,182,279	900,775	3,083,054
4 衛生費		4,673,313	1,416,823	6,090,136
	1 保健衛生費	343,885	15,251	359,136
	2 清掃費	1,020,046	101,518	1,121,564
	4 病院費	666,181	54	666,235
	5 災害ごみ処理費	2,428,058	1,300,000	3,728,058
5 労働費		32,317	△945	31,372

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	32,317	△945	31,372
6 農林水産業費		432,926	28,547	461,473
	1 農業費	278,386	31,839	310,225
	2 林業費	98,989	38	99,027
	3 水産業費	41,482	891	42,373
	4 漁港費	14,069	△4,221	9,848
7 商工費		991,338	44,804	1,036,142
	1 商工費	991,338	44,804	1,036,142
8 土木費		1,485,568	25,493	1,511,061
	1 土木管理費	79,801	18,814	98,615
	2 道路橋りょう費	663,525	△41,800	621,725
	3 河川海岸費	16,842	—	16,842
	5 都市計画費	619,803	46,409	666,212
	7 急傾斜地対策費	9,000	2,070	11,070
9 消防費		606,564	54,993	661,557
	1 消防費	606,564	54,993	661,557
10 教育費		863,862	52,171	916,033
	1 教育総務費	123,134	16,845	139,979
	2 小学校費	163,174	5,830	169,004
	3 中学校費	150,302	3,886	154,188
	4 社会教育費	220,070	11,264	231,334

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 保健体育費	207, 182	14, 346	221, 528
11 災害復旧費		1, 733, 481	146, 298	1, 879, 779
	2 農林水産施設災害復旧費	224, 810	99, 918	324, 728
	3 教育施設災害復旧費	265, 000	0	265, 000
	4 その他施設災害復旧費	395, 671	46, 380	442, 051
歳 出 合 計		19, 530, 155	3, 200, 521	22, 730, 676

第2表 繰越明許費

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎改修工事費	160,978
		D X推進事業費	40,516
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理費	16,940
		戸籍総合システム管理費	6,897
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応低所得者支援給付金事業費	303,300
		一般経費（障害者福祉費）	1,870
	3 生活保護費	一般経費（生活保護総務費）	550
	5 災害救助費	被災者生活再建支援給付金事業費	200,000
		被災者生活再建支援給付金事業費（能登半島地震）	62,500
		災害弔慰金・災害障害見舞金支給事業費（能登半島地震）	640,000
		災害応急復旧対応事業費（能登半島地震）	750,000
		住宅応急修理事業費（能登半島地震）	250,000
		建設型応急仮設住宅事業費（能登半島地震）	20,000
		賃貸型応急仮設住宅事業費（能登半島地震）	160,000
4 衛生費	2 清掃費	個人設置型浄化槽復旧事業費	100,000
	5 災害ごみ処理費	災害ごみ処理事業費（能登半島地震）	200,000
		全壊家屋等解体撤去事業費（能登半島地震）	500,000
6 農林水産業費	1 農業費	珠洲市米づくり資材等高騰支援金給付事業費	2,000
		珠洲市飼料高騰支援金給付事業費	4,700
		一般経費（農地開発事業費）	4,213

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	県営ほ場整備事業費負担金	14,070
		県営ため池等整備事業費負担金	9,454
		農村総合整備事業費	6,500
		土地改良施設維持管理適正化事業費	4,200
		団体営一般農道整備事業費	10,000
		団体営農村地域防災減災総合整備事業費	1,100
		農道台帳整備事業費	2,475
		一般経費(ダム)	2,420
		一般管理費(産業振興課所管施設)	5,000
	2 林業費	森林経営管理事業費	24,426
		林道管理事業費	5,350
	3 水産業費	珠洲市漁業用燃油高騰支援金給付事業費	7,000
7 商工費	1 商工費	陶芸センター管理事業費	13,371
		珠洲市被災事業者再建支援事業費	258,575
		珠洲市燃油高騰支援金給付事業	11,805
		電気料金高騰対策事業費	5,000
		小規模事業者支援推進事業費	2,513
8 土木費	2 道路橋りょう費	県営道路事業費負担金	34,000
	7 急傾斜地対策費	県営急傾斜地崩壊対策事業費負担金	7,070
9 消防費	1 消防費	消防施設維持費	18,846

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	4 社 会 教 育 費	公民館施設修繕費等	7,953
		生涯学習センター管理費	2,376
	5 保 健 体 育 費	体育施設維持管理費	6,996
11 災 害 復 旧 費	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	令和6年災害復旧事業費 (公共土木施設)	300,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	令和5年災害復旧事業費(漁港施設)	6,500
		令和6年災害復旧事業費(漁港施設)	100,000
	4 そ の 他 施 設 災 害 復 旧 費	令和5年災害復旧事業費(庁舎)	605
		令和6年災害復旧事業費(庁舎)	10,000
		令和5年災害復旧事業費(産業振興施設)	8,500
		令和6年災害復旧事業費(産業振興施設)	30,000
		令和6年災害復旧事業費(観光施設)	6,380
		令和5年災害復旧事業費(消防施設)	1,298

2 変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前	補 正 後
11 災 害 復 旧 費	3 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	令和5年災害復旧事業費 (社会教育施設)	60,694	55,596

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	9,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都 合により据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは繰上償 還又は低利に借換することが できる。
令和6年災害復旧事業費 (漁港施設)	50,000			
令和5年災害復旧事業費(集会 所)	25,000			
令和6年災害復旧事業費 (産業振興施設)	30,000			
令和6年災害復旧事業費 (観光施設)	6,300			
歳入欠かん債	6,400			

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
歴史民俗文化交流施設管理費	27,000	省略	省略	省略	30,200	省略	省略	省略
スズ・シアター・ミュージアム 付帯施設整備費	24,400				32,200			
災害対策債	350,000				1,197,800			
県営ほ場整備事業費負担金	22,200				20,500			
県営ため池等整備事業費負担金	9,200				12,000			
漁港管理費	2,000				1,600			
珠洲市沿岸漁業活性化構造改善事 業費	8,000				7,400			
道路整備事業費	64,500				53,200			
消防施設維持費	35,500				35,600			

国民健康保険特別会計

令和 5 年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度珠洲市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,640 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,770,256 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,333,753	1,888	1,335,641
	1 県補助金	1,333,753	1,888	1,335,641
5 繰入金		200,562	16,752	217,314
	1 繰入金	200,562	16,752	217,314
歳入合計		1,751,616	18,640	1,770,256

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		43,901	4,752	48,653
	1 総務管理費	27,202	1,829	29,031
	2 徴税費	16,518	2,923	19,441
8 諸支出金		15,600	13,888	29,488
	1 償還金及び還付加算金	4,501	11,862	16,363
	2 繰出金	11,099	1,888	12,987
	3 諸支出金	—	138	138
歳出合計		1,751,616	18,640	1,770,256

介 護 保 険 特 別 会 計

令和 5 年度珠洲市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度珠洲市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,367 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,944,011 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		486,317	5,367	491,684
	1 一般会計繰入金	450,963	5,217	456,180
	2 基金繰入金	35,354	150	35,504
歳入合計		2,938,644	5,367	2,944,011

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,797	3,010	52,807
	1 総務管理費	31,703	3,010	34,713
2 保険給付費		2,791,278	2,207	2,793,485
	3 地域支援事業費	151,696	2,207	153,903
4 諸支出金		97,466	150	97,616
	1 償還金及び還付加算金	97,466	150	97,616
歳出合計		2,938,644	5,367	2,944,011

病 院 事 業 会 計

令和5年度珠洲市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度珠洲市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度珠洲市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文に「なお、医業費用中災害復旧事業の財源にあてるため、企業債70,600千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	4,056,594千円	27,034千円	4,083,628千円
第2項 医業外収益	542,379千円	27,034千円	569,413千円
第2款 診療所事業収益	2,268千円	111千円	2,379千円
第2項 大谷診療所医業外収益	3千円	111千円	114千円
支 出			
第1款 病院事業費用	4,283,794千円	307,024千円	4,590,818千円
第1項 医業費用	4,088,514千円	306,080千円	4,394,594千円
第2項 医業外費用	189,926千円	944千円	190,870千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「163,245千円」を「133,163千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業資本的収入	528,495千円	30,082千円	558,577千円
第2項 県支出金	1,250千円	26,782千円	28,032千円
第4項 国庫支出金	0千円	550千円	550千円
第5項 他会計補助金	0千円	2,750千円	2,750千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	30,600	省 略			70,600	省 略		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,862,987 千円	249,263 千円	2,112,250 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条中「84,223千円」を「83,122千円」に、「5,324千円」を「8,073千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第9条中「1,252,290千円」を「1,268,695千円」に改める。

令和6年3月11日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

水 道 事 業 会 計

令和5年度珠洲市水道事業会計補正予算（第6号）

（総 則）

第1条 令和5年度珠洲市水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度珠洲市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中修繕費にあてるため、企業債6,400千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 上水道事業収益	628,557千円	△ 56,974千円	571,583千円
第1項 上水道営業収益	440,937千円	△ 56,974千円	383,963千円
支 出			
第1款 上水道事業費用	629,093千円	122,738千円	751,831千円
第1項 上水道営業費用	594,824千円	15,585千円	610,409千円
第3項 上水道特別損失	5,000千円	107,153千円	112,153千円

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中「335,569千円」を「336,914千円」に、「258,299千円」を「259,644千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 上水道事業資本的収入	658,372千円	399,933千円	1,058,305千円
第1項 企 業 債	118,400千円	198,600千円	317,000千円
第2項 補 助 金	404,020千円	201,333千円	605,353千円
支 出			
第1款 上水道事業資本的支出	993,941千円	401,278千円	1,395,219千円
第1項 上水道建設改良費	764,713千円	401,278千円	1,165,991千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	87,400	省 略			292,400	省 略		

（単位：千円）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職 員 給 与 費	81,097 千円	15,168 千円	96,265 千円

（たな卸資産購入限度額）

第6条 予算第8条中「23,819千円」を「73,819千円」に改める。

令和6年3月11日提出

珠洲市長 泉 谷 満 寿 裕

下 水 道 事 業 会 計

令和5年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第6号）

（総 則）

第1条 令和5年度珠洲市下水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度珠洲市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文なお書中「40,000千円」を「75,000千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	832,401千円	31,421千円	863,822千円
第1項 営業収益	210,612千円	△ 10,629千円	199,983千円
第2項 営業外収益	621,789千円	42,050千円	663,839千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	872,401千円	66,421千円	938,822千円
第1項 営業費用	817,685千円	△ 27,420千円	790,265千円
第3項 特別損失	1,700千円	93,841千円	95,541千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「252,952千円」を「247,952千円」に、「222,526千円」を「217,526千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	709,423千円	383,102千円	1,092,525千円
第1項 企業債	305,000千円	265,200千円	570,200千円
第2項 他会計出資金	191,615千円	3,100千円	194,715千円
第3項 国庫補助金	207,537千円	114,802千円	322,339千円
支 出			
第1款 資本的支出	962,375千円	378,102千円	1,340,477千円
第1項 建設改良費	416,567千円	378,102千円	794,669千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良債	104,000	省 略			44,000	省 略		
災害復旧債	124,000	省 略			484,200	省 略		

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職 員 給 与 費	23,522 千円	3,604 千円	27,126 千円

（他会計からの補助金）

第6条 予算第8条中「376,320千円」を「427,183千円」に改める。

令和6年3月11日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕